

やまと

民商しんぶん

中小業者が希望の持てる 新時代を切り開こう

発行者 **大和民主商工会**

〒 242-0006 神奈川県大和市南林間1-7-7

TEL 046-274-3361 FAX 046-274-7129

E-Mail info@yamatominsho.jp

HP http://www.yamatominsho.jp

会費の15日納入にご協力下さい

核兵器のない世界へ



会場の森さん夫婦

今まで毎年テレビやラジオの前で黙とうしていた私ですが、目の前の原爆ドームを目の当たりにして「なんだこれは」と、自身がビル建築の躯体工事をしているので、映像で見えていた光景とはひどくかけ離れておりとても衝撃を受けました。また、コンクリートの崩れ落ちているがれきを見ながら改めて啞然としました。

実際の原爆ドームは
想像を超えていた！

原爆が広島、長崎に投下されて79年目の今年、皆様のご協力のもと参加させていただきました。誠にありがとうございます。初めての広島という経験もあり、とても貴重な体験をさせて頂きました。

原水爆禁止2024年世界大会の広島に参加して(手記)
綾瀬支部 森 但

最後に、これからの日本は戦争に向かうのでしょうか？ウクライナ、ロシア、パレスチナなど紛争国に武器援助している国など、岸田首相も「核廃絶はライフワーク」と言いながら広島G7では核抑止(兵器の保有はかえって戦争抑止になるという考え)を容認してしまいました。原爆を知る残された人たちは年々減っているのに、日本国民がこんなに力を注いでいるのに、一体この国は何をしようとしているのでしょうか？不思議でなりません。

日本はどこに向かっているのか！

最終日の会場では、初日の訴え同様、各国の大使が原爆の廃絶や取り組み、全国からの高校生たちのバトンリレーなどとても活力のある活動を拝見いたしました。また、例年なのか分かりませんが、会場の議員来賓が、共産党とれいわの二党しか来ていなかった事に驚きました。(式典には各党参加していたっけ)

全国から会場内を埋め尽くすほどの人たちがいっぱいいて、こんな大勢の人たちが関わっているのかと、ものすごい熱を感じました。その後記念館を訪問し、会場に向かう前の原爆ドームを見て愕然としたことが、また、ここにちよつと、とても凝視できるような光景ではありません。目を覆うくらい悲惨な記録ばかりで、率直に「なんて事をしたんだろー」人間のする事じゃない。こんな破壊行為は決して起こしてはならない。と憤りを感じました。



会場の様子



直視できない原爆ドーム

佐藤弥斗座間市長と懇談



佐藤市長との懇談

大和民商も所属している「平和で住みよい民主座間市政つくる会」は8月9日座間市役所に於いて佐藤弥斗座間市長との懇談をおこないました。

参加団体は、神奈川土建座間海老名支部、年金者組合座間支部、新日本婦人の会座間支部、大和民主商工会の4団体が懇談に参加しました。各団体から発言する時間が与えられたので大和民商からは現在小規模事業者が置かれている実態、特にコロナ禍以降の悪影響がいまだに続いている点、また価格高騰・インボイス登録による新たな税負担、いわゆる「ゼロゼロ融資」の返済開始、高

すぎる国民健康保険税などが重くのかかっている。また小規模事業者が地域に果たす役割として商店街の存在が地域の見守りの役割を果たしているなど存在しているだけで地域に貢献している点などを踏まえ、そうした業者に直接支援を早急にお願いしたいと発言しました。当日は具体的な回答は得られませんでした。佐藤市長からは「お話は良くわかりました。関係各所にも相談いたします。」との回答を頂きました。

共済会からのお知らせ

安静加療見舞金について

加入者が医師から14日以上安静加療を指示され、安静加療を行った場合が対象となります。

また指示される医師に「整体師」や「鍼灸師」等は該当しません。したがって病院名に「〇〇接骨院」や「〇〇整骨院」などの記載がある場合には支払いの対象となりません。

「期間」

1年に1回、5,000円です。1年間とは4月1日～翌年の3月31日までの期間です。

「請求期間」

請求期限は請求事由が生じた日から6か月間です。ご注意ください。



記帳学習会のお知らせ

9月13日(金)
13時～15時
9月20日(金)
19時～21時

連絡がない場合はお休みとさせていただきます。

(大和民商事務所)

無料法律相談

大和民商では、毎月一回弁護士による無料の法律相談を行っています。ご希望の方は大和民商までご連絡ください。

9月11日(水) 19時から
(大和民商事務所)

8月20日～9月17日
毎週火曜日
19時から
民商事務所
オンラインで開催
参加費無料

仲間と一緒に学びあう
「自主申告サポーター」学校

インボイス制度に続く定額減税への実務対応、税務相談停止命令制度の施行やデジタル化の進展など、税制・税務行政が目まぐるしく変化しています。「税金のことをもっと知りたい」「税務調査の対策を進めたい」「消費税もインボイスも廃止したい」など、税制・税務行政に関する要求を持っている仲間と一緒に誘い合わせてください。

全国業者青年交流会

第17回全国業者青年交流会が10月に岩手県花巻温泉で開催されます。「温泉！！皆でかたって楽しく学べ復興！継承！新たなSTART」をメインテーマに全国の業者青年が一堂に会し、学習や懇親会を通じて、商売や情勢について学び、繋がりを深める一大イベントです。

大和民商からも代表派遣をし、交流会を若い世代の繋がりを強めるきっかけづくりにできるようにします。青年部では楽しい企画も行っていきます。是非ご参加くださいますようお願い致します。